

令和5年度 城北地区一斉「発災時の“命を守る行動”確認訓練」 《班長業務 等》

城北地区防災対策協議会

【スローガン】

発災時の行動の流れを、みんなで理解し、災害に強い城北にしよう！！

1, 実施日 令和5年11月12日（日曜日）8：00～11：00

2, 訓練内容

【前半】

- (1) 「一時集合場所」集合訓練
 (各自主防災会単位 ～町内会～)
 《訓練の中心となる組織》
 ■町内会（班） ■自主防災会



- (2) 災害弱者（要支援者）避難誘導訓練
 (各自主防災会単位 ～町内会～)
 ＊声かけ確認（災害情報伝達、安否確認、避難経路相談）
 《訓練の中心となる組織（人）》
 ■「避難行動要支援者」の支援者 ■隣近所の班員 等

8:00



班長

【警戒情報発令AM8:00 ＊班長が班員に「避難訓練開始」を呼びかける。

例：「避難訓練です…!!」

想定：『警戒レベル3：高齢者等避難』発令

自助

■家を空ける前に、二次災害を防止するためにすべきこと。

- 空き巣を防ぐため、「窓」や「ドア」等の戸締まりをする！
- 外から見える所に、貴重品を出しっ放しにしておかない。
- 家を出るときには、忘れずに、ガス・水道の元栓を閉める。
- 電気が復旧した時に、電気製品に通電して火災が発生することを防ぐため、電気のブレーカーをOFFにする。（訓練ではONのまま）

8:05

【支援者行動 開始】：声かけ行動【情報伝達、安否確認、相談】

【住民避難行動開始】

近助

- ①はぐれた場合の避難場所を家族等で確認して避難開始。
- ②隣近所に声をかけあって『一時集合場所』へ集合。《班長が取り仕切る》
 ＊集合できない場合は、『張り紙』・『避難印』を出しておく事を、班長は、事前に班員に知らせておく。（確認）
- ③『一時集合場所』で班長が集合人員を確認（大人○人・子ども○人）。
- ④避難するべき人が、集合できてない場合は「訪問確認」を班長が指示。
- ⑤班員が集合し、確認できた時点で **集合 訓練終了 《解散》**

8:20

班長

- ⑥班長は町内集合場所に移動し、防災会長に人数報告し、防災会長の指示に従う。
 ＊後半の訓練参加者以外は解散

□裏面へ つづく□



【後半】

参加者	<p style="text-align: center;">避難誘導・避難所(場所)開設</p> <p>◎【町内会単位】自主防災会部員、防災リーダー、防災会役員 等 *自主防災会部員、防災リーダーはビブス着用</p>
8:30	<p>■徒歩で、城北地区公民館までの避難経路の状況を確認する。 *地域によっては乗り物での確認も“良し”とします。</p>
9:00	<p>■避難所開設グッズを活用して、21町内の「避難者数集計表」を記入できた時点で「1次受付完了」の終了とする。 *全員「(町内居住スペース)に移動」</p> <p style="text-align: right;">《業務ごとの時刻を記録しておく》</p> <p style="text-align: center;">A:受付の設置 B:各町内「避難者役」到着受付時刻</p>
10:00	<p>■【前半1部 訓練】</p> <p>①防災会 会長挨拶【訓練趣旨・内容説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> □臨時地区会長会：台風7号における対応について（報告） □城北地区の地震・水害リスクと減災対策 等 <p>②「訓練内容」と進行方法の概略説明</p> <p>③城北地区公民館に保管している防災備品《確認》 使用方法:マンホールトイレ・プライバシーテント・発電機・投光器 等</p>
10:20	<p>④その他 ・ 諸連絡</p>
11:00	<p>①【後半1部 訓練】 避難訓練全般の反省協議 自主防災会〈町内〉ごとに、「一時集合場所〈集合〉訓練」・「要支援者避難誘導訓練(声かけ訓練)」の改善点等の話し合い。</p> <p>②【後半2部 訓練】 町内の防災課題協議 自主防災会会長を中心に、「自主防災会チェックリスト」への意見集約と、「地域課題検討シート」にまとめる内容の話し合い。 *「自主防災会チェックリスト」・「地域課題検討シート(記載例)」は当日参加者全員に配付します。</p> <p>■協議の終わった町内は訓練終了・流れ解散</p>

メモ欄：